令和７年度の職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等の公表について

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例第９条の規定により、知事が、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、任命権者からの報告に基づき、その概要を公表することとされている件については、次のとおりです。

※　なお、本件の公表において、「倫理条例」とは「職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）」、「倫理規則」とは「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号）」のことです。

１　職員の職務に係る倫理の保持に関する状況

（１）贈与等報告書の提出件数

令和７年度における提出件数は262件で、このうち１件につき２万円を超え閲覧対象となるものは223件です。

	金銭、物品その他の財産上の利益の供与		供応接待		報酬の支払		合計	
	件数	左のうち閲覧対象	件数	左のうち閲覧対象	件数	左のうち閲覧対象	件数	左のうち閲覧対象
知事部局	0	0	0	0	4	3	4	3
医療局	0	0	0	0	197	179	197	179
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	61	41	0	0	0	0	61	41
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	61	41	0	0	201	182	262	223

管理職員が、事業者等から金品、物品等の贈与を受けた場合、供応接待を受けた場合又は報酬の支払を受けた場合において、それぞれ１件につき５千円を超えるものについては、贈与等報告書を任命権者に提出することとされています。これらのうち、１件につき２万円を超えるものについては、閲覧の対象になります（倫理条例第２条第１項第３号、第５条、第６条第２項、倫理規則第８条）。

（２）利害関係者との飲食又はゴルフの届出件数

令和７年度における届出件数は、飲食が616件、ゴルフが９件です。

	飲食	ゴルフ	合計
知事部局	569	9	578
医療局	9	0	9
企業局	38	0	38
議会事務局	0	0	0
教育委員会事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
警察本部	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0
収用委員会事務局	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
合計	616	9	625

職員が、夜間に利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をするとき（倫理規則で規定する例外の場合を除く。）、又は利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフをするときは、あらかじめ倫理監督職員に届け出ることとされています（倫理規則第４条第２項第７号、第８号）。

（３）講演等の承認申請及び承認の件数

令和７年度における承認申請及び承認の件数は、いずれも561件です。

	申請	承認
知事部局	0	0
医療局	561	561
企業局	0	0
議会事務局	0	0
教育委員会事務局	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0
人事委員会事務局	0	0
監査委員事務局	0	0
警察本部	0	0
労働委員会事務局	0	0
収用委員会事務局	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0
合計	561	561

職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行おうとする場合は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得ることとされています（倫理規則第６条第１項）。

（４）懲戒処分等の状況

令和７年度において、倫理条例及び倫理規則違反に係る懲戒処分事案はありません。

２　職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策

- 公務員倫理に関する研修の実施
- 綱紀保持に関する通知等による職員の意識の喚起
- コンプライアンス推進体制の構築
- 職員向けコンプライアンスハンドブック等の活用
- 公益通報制度の確立

※　本資料に関する具体的な内容の問い合わせにつきましては、該当のある任命権者毎の対応になりますので、下記にお願いします。

知事部局関係	総務部人事課	外線 019-629-5071（直通）
医療局関係	職員課	外線 019-629-6861（直通）
企業局関係	経営総務室	外線 019-629-6377（直通）
警察本部関係	警務部警務課	外線 019-653-0110（代表）